

行政方針検討事項

1 NPOの定義

最も広義にとらえた場合、NPO (Non-profit Organization) は「営利を目的としない民間組織 (民間非営利組織)」の総称

この方針では、特に、市民が行う社会貢献活動を促進するという観点から、NPOの範囲を限定し、「市民が主体となって継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体で、特定非営利活動法人 (NPO法人) 及び市民活動団体やボランティア団体などの任意団体」と定義する。

なお、宗教活動・政治活動を主たる目的とするものや選挙活動を目的とするものなどは、NPOから除外する。

NPOの範囲

		法 人	任 意 団 体
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">この方針で対象とする NPO</div> 最広義	→	特定非営利活動法人 (NPO法人)	市民活動団体 ボランティア団体
		社団法人 財団法人 学校法人 社会福祉法人 医療法人 宗教法人 等	
		認可地縁団体	町内会 自治会
		協同組合 労働組合 等	業界団体 同窓会 同好会 等

「営利を目的としない」とは、サービスの提供などによって利益を上げてはいけないということではなく、利益を上げる活動を行い、その結果として剰余利益が生じても、これを団体の構成員に分配せず、団体の本来の目的である社会貢献活動に充てることを意味している。

社会的活動の担い手としては、NPOは、行政 (市町村や県、国) や企業とともに社会を支える重要なセクター

なお、NGO (Non-governmental Organization 非政府組織) は、一般的には、NPOとほぼ同じ意味だが、「非営利性」よりも「非政府性 (政府からの独立性)」を強調するときに、NPOと区別して使用されることが多い。

環境や人権・平和、開発、教育、保健医療などの分野で、政府からは独立して、国境を越えた活動を展開する団体に対して使われている。

2 NPOの特性

NPOは、地域社会あるいは地域を越えた様々な課題を解決していく社会的使命や価値観のに基づき、市民が自主的・自発的に社会貢献活動を行っている。

NPOは、社会的課題の多様性・複雑性に対応して、極めて幅広い分野で多様な取り組みを行っている。

NPOは、行政のように公平性や平等性を前提としないため、地域や生活の場で発見された課題や市民の多様なニーズに対し迅速に対応し、自由な発想で柔軟かつ機動的に対応することができる。また、新たな課題に対する創造的で先駆的な取組を行っているところもある。

こうした特性を有するNPOは、様々な社会的課題を解決していく主体として、行政や企業とともに社会を支える重要なセクターとしての役割を果たしていくことが期待されている。

3 NPOに期待される役割

1 市民の自発的な社会参加の機会の提供

- ・ 県政モニターアンケートにみられるように、市民のNPO・ボランティア活動への参加意向は大変高く、条件が合えば多くの市民が活動に参加したいと考えている。
- ・ 団塊の世代が定年退職を迎え、退職後の新たな人生を迎える段階で、NPO・ボランティア活動に積極的に参加してくることが予想される。
- ・ NPOは市民それぞれの問題意識や興味などに基づき、ひとり一人の個性や能力を發揮して自発的、主体的に社会参加する機会を提供する。

2 市民のネットワーク化と地域社会の活性化

- ・ NPOは、個々の課題やテーマに応じて多彩な活動を行う中で、地域の多様な個人や団体を結びつけ、新しいネットワークを形成する。
- ・ また、資金や知識、技能、情報など様々な社会資源を有機的に活用して活動を展開している。
- ・ こうした活動によって、NPOは地域のコミュニティを再興し、地域社会を活性化するための大きな推進力となることが期待される。
- ・ NPOが生み出す雇用や付加価値は、地域に新しいサービスや産業を創出するきっかけとなるなど、地域経済の活性化につながる。

3 公共的・社会的なサービスの提供

- ・ NPOは、市民の多様なニーズに的確に対応し、きめ細かな公共的・社会的サービスを提供する。
- ・ これまで一般に気づかれなかった社会の潜在的ニーズを発見し、新しい社会サービスを創出していくとともに、行政や企業では対応できないサービスを提供する。

4 市民が主体となった地域社会の形成

- ・ NPOは、社会の様々な課題を表面化させ、その課題に対して共通の社会的使命や価値観を持った市民を結びつけ、新たな手法の開発や政策提言、仕組みづくりなど、その解決に向けて取り組むことにより、地域全体の課題解決力を向上させ、市民が主体となった地域社会の形成に寄与する。

1 (1) 埼玉県行政の状況

社会構造の変化や人々の価値観やライフスタイルの変化に伴い、少子高齢社会への対応や県民生活の安心・安全を確保する施策の充実、県内経済の活性化など、様々な行政課題が山積している。

一方、本県財政は、バブル経済崩壊以降の県税収入の低迷や国の三位一体改革に伴う地方交付税の減額などにより歳入が伸び悩むとともに、歳出面において、人件費、公債費等の義務的経費や福祉、医療関係支出などが増加し、硬直化が進行している。

厳しい財政状況にあっても、県民の負託に応えられるよう、さらなる行財政改革の推進と活力ある県づくりに取り組み、県民サービスの維持・向上のための施策を推進していく必要がある。

県行政を中心とした公共サービスの提供には限界があり、これまで県が担ってきた事務について、「民間でできるものは、民間に任せる」ことを基本に、地域において公共的サービスの提供主体となりうる多様な主体（住民団体、NPO、企業等）との役割分担や連携のあり方を見直す必要がある。